

第2期いのち支える香川県自殺対策計画の概要～「誰も自殺に追い込まれることのない香川」の実現を目指して～

第1章 計画の基本的な考え方		第2章 香川県における自殺の現状	第4章 自殺対策の基本方針
1 策定の趣旨		1 令和3年の自殺者数は141人で平成元年以降最少だが、かけがえのない多くの命が自殺に追い込まれている状況。	1 生きることの包括的な支援として推進
○年間自殺者数は減少したが、決して楽観できる状況にはない。		2 男性は30歳代から60歳代のいわゆる働き盛りの年代が多く、女性は60歳代以上の高齢者が多い。	「生きることの阻害要因」(失業や多重債務、生活苦等)を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」(自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等)を増やす取組みを行う。
○自殺は、その多くが追い込まれた末の死。		3 学生・生徒等の自殺者数は、10歳代は男性が多く、20歳代は男女に差はありません。	2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
○新型コロナウィルス感染症の影響は現在も継続している。		4 15~44歳代の各年代の死因の第1位が自殺。	関連施策の生きる支援に当たる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要。
○自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」 →「誰も自殺に追い込まれることのない香川」の実現を目指す。		5 男性、女性ともに健康問題、その中でもうつ病による悩み・影響を原因・動機とする自殺が最も多く、うつ病に至るまでの危機経路にも着目する必要がある。	3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
2 計画の位置づけ		6 性・年代等の特性でみた主な自殺の特徴として、男性60歳以上無職同居、男性40~59歳有職同居、男性20~39歳有職同居の自殺が多い。	「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」の3つのレベルを連動。「事前対応」、「危機対応」、「事後対応」の時系列的な対応。
自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して策定。		第3章 これまでの取組みと評価	
3 計画期間		○自殺対策の基本方針に基づき、事前対応、危機対応、事後対応の各段階に応じた対策を進めてきた。	
令和5年度から令和9年度までの5年間		○取組みの結果、自殺者数は減少傾向にあるが、第1期計画の数値目標は達成できておりらず、引き続き自殺対策に取り組む必要がある。	
4 数値目標			
国同様、令和8年までに自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指す。(平成27年から20%以上減少)(16.2→13.0以下、自殺者数157人から38人以上減少)			
5 SDGs（持続可能な開発目標）の推進			
自殺対策の推進は、SDGsの目標達成に資するものとして位置づける。			
第5章 自殺対策における香川県の重点施策（13の重点施策）			
1 地域レベルの実践的な取組みへの支援を強化する		5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	
市町の地域自殺対策計画策定（見直し）の支援		職場におけるメンタルヘルス対策の推進／地域における心の健康づくり推進体制の整備／学校における心の健康づくり推進体制の整備	
2 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す		6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	
自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施／自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及／うつ病等についての普及啓発の推進 等		精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上／うつ等のスクリーニングの実施／うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 等	
3 自殺対策の推進に資する情報の収集及び提供等を図る		7 社会全体の自殺リスクを低下させる	
自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する情報の集約、提供等／既存資料の利活用の促進／コロナ禍における自殺等についての情報収集		地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信／インターネット上の自殺関連情報対策の推進／ひきこもりへの支援の充実／児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実／生活困窮者への支援の充実／ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等／妊娠婦への支援の充実／性的少数者への支援の充実／相談の多様な手段の確保／自殺対策に資する居場所づくりの推進 等	
4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る		8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	
大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進／かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上／教職員に対する普及啓発等／様々な分野でのゲートキーパーの養成 等		医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化／家族等の身近な支援者に対する支援／居場所づくりとの連動による支援／学校等での事後対応の促進	
第6章 推進体制等			
1 計画の推進体制		香川県自殺対策連絡協議会（香川県障害福祉課に設置）を中心に全庁的な取組みで自殺対策を総合的に推進	
2 施策の評価及び管理		香川県自殺対策推進センター（同上）において自殺対策のP D C Aサイクルを回すための評価・管理、同協議会に報告	
3 相談機関一覧			
4 第2期いのち支える香川県自殺対策計画策定委員会委員名簿			